

法令索引

油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用する薬剤の技術上の基準を定める省令……………	三三五		
う			
運輸安全委員会運営規則……………	四三二		
運輸安全委員会事務局組織規則……………	四三八		
運輸安全委員会設置法……………	四三〇		
運輸安全委員会設置法施行規則……………	四三七		
運輸安全委員会設置法施行令……………	四三六		
運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(抄)……………	二九七		
運輸審議会一般規則……………	四〇二		
運輸審議会令……………	四〇一		
え			
英国船舶ノ検査ニ関スル件……………	一七三		
液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示……………	一一五		
液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示……………	二九〇		
お			
大島瀬戸における経路の指定に関する告示……………	三四四		
OCRに用いる申請書の記載方法に関する告示……………	三九九		
か			
海運企業財務諸表準則……………	三五八		
海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示……………	二六五		
外船舶建造融資利子補給臨時措置法……………	三三		
外船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則……………	三六		
外船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令……………	三五		
造契約の防止に関する法律……………	一八〇		
外国等による本邦外船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律……………	二四		
外国等による本邦外船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則……………	二七		
海事代理士試験規程……………	四四		
海事代理士法……………	四〇		
海事代理士法施行規則……………	四〇		
海上運送法……………	三		
海上運送法施行規則……………	三		
海上運送法施行令……………	二六		
海上交通安全法……………	三〇五		
海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示……………	三三		
海上交通安全法施行規則……………	三〇三		
海上交通安全法施行規則第六條第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示……………	三三六		
海上交通安全法施行令……………	三〇六		
海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令施行細則……………	二九四		
海上衝突予防法……………	二九九		
海上衝突予防法施行規則……………	三〇三		
海上衝突予防法施行令……………	三〇三		
海上衝突予防法施行規則第九條第一項第三号の動力船を定める告示……………	三〇三		
海上衝突予防法施行規則第二十二條第一項第十五号の信号を定める告示……………	三〇三		
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に命する省令……………	二九七		
海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二條第三項の国土交通大臣が定める登録水先人養成施設の課程の一部を定める告示……………	二七五		
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律……………	二八〇		
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則……………	二八〇		
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令……………	二八四		
海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示……………	二八五		
海上保安試験研究センター依頼試験規則……………	二七五		
海上保安庁法……………	二七九		
海上保安庁法施行令……………	二七四		
海難審判所組織規則……………	三三六		
海難審判法……………	三三六		
海難審判法施行規則……………	三三六		
海難審判法施行令……………	三三八		
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令……………	三三七		
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律……………	三三七		

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第九条の六第三項の規定に基づく未査定液 体物質の査定に関する省令……………	三三三	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等に関する技術 上の基準等に関する省令第三十一条の有害 液体物質を定める告示……………	三七三	管区海上保安本部の所掌事務の特例に関する 省令……………	二八〇
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第六十五条第二項第一号に規定する担保金 の提供等に関する命令……………	三三八	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則……………	三七六	関税法……………	三九四
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則……………	三四七	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則……………	三七六	関税法施行令……………	四六五
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則第十一条の三第三項等に基づく電 磁的記録の基準を定める告示……………	三六六	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則……………	三七六	関税法施行令第八十三条第七項に規定する保 存の方法……………	四六四
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行規則第三十七条の十七第三項の容器及 び包装を定める告示……………	三六〇	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則……………	三六四	危険物船舶運送及び貯蔵規則……………	一〇〇一
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令……………	三四三	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則……………	三六四	危険物船舶運送及び貯蔵規則第三十八条第五 項の外国を定める告示……………	一一〇
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令第五条第一項に規定する埋立場所等 に排出しようとする金属等を含む廃棄物に 係る判定基準を定める省令……………	三四七	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則……………	三六四	危険物船舶運送及び貯蔵規則第五百八条に おいて準用する船舶防火構造規則の告示で 定める要件等を定める告示……………	一一二
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令の規定に基づき環境大臣が指定する 廃棄物を定める件……………	三五七	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則……………	三六四	危険物を取納する海上コンテナの質量の確定 方法を定める告示……………	一一九
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく事業場の認定に関する規則……………	三五四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等の検査等に關 する規則……………	三六四	義務船舶局等の運用上の補則を定める件……………	一一九
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 の規定に基づく船舶の設備等に関する技術 上の基準等に関する省令……………	三七六	海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象 設備型式承認規則……………	三六五	救命艇手規則……………	一一〇
		海洋基本法……………	四四九	救命艇手試験科目……………	一一九
		海洋構築物等に係る安全水域の設定等に關す る法律……………	四四四	漁船特殊規則……………	九五九
		海洋構築物等に係る安全水域の設定等に關す る法律……………	四四四	漁船特殊規則第三条第十一号及び第四条第九 号に掲げる業務を定める告示……………	九六〇
		海洋法施行規則……………	四四六	漁船特殊規程……………	一一七
		海洋法に関する国際連合条約(抄)……………	四四三	漁船の基準を定める告示……………	一一七
		確定速力算出明細書及び確定速力の算出要領……………	四三三	漁船法……………	一六四
		貨物利用運送事業法……………	四三三	漁船法施行規則……………	一六四
		貨物利用運送事業報告規則……………	四三三	漁船法施行令……………	一六三
		貨物利用運送事業法施行規則……………	四三三	巨大船等の航行に関する通報の方法に関する 告示……………	一三六
		環境基本法……………	三三五	検疫法……………	四〇八

検疫法施行規則	四三四	港湾法	一八七	小型船舶の登録等に関する法律	六八
検疫法施行令	四三〇	港湾法施行規則	一九五	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令	六五三
二		港湾法施行令	一九六	小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令	六八
航海計算書等の様式	三四五	港湾労働法	二〇三	国際海上物品運送法	四八
航海当直基準	三三三	港湾労働法施行規則	二〇八	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保に関する法律	二九六
航海に関する記録を定める告示	三三八	港湾労働法施行令	二〇五	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
航海ノ制限等二関スル件	三〇四	小型漁船安全規則	一九九	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
航海用具の基準を定める告示	一四五六	小型漁船の基準を定める告示	二〇〇	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	二九六
港則法	三四六	小型漁船の総トン数の測度に関する省令	二〇一	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港則法施行規則	三四七	小型漁船の総トン数の測度に関する政令	二〇七	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港則法施行規則第八條の二の規定による指示の方法等を定める告示	三六五	小型船造船業法	一七六	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港則法施行規則第十一條第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号	三六六	小型船造船業法施行規則	一七七	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港則法施行規則第十一條第二項の規定による進路を表示する信号	三〇二	小型船造船業法施行規則	一七九	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港則法施行規則の危険物の種類を定める告示	三三二	小型船舶安全規則第五十八條第二項第一号口の設備を定める告示	一九二	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港則法施行令	三五五	小型船舶検査機構に関する省令	一九三	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
交通政策審議会令	四九七	小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令	一九五	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
甲板積み木材の締めつけの方法を定める告示	一九五	小型船舶操縦士試験機関が特定試験事務を行う事務所の管轄区域の告示	二七六	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
航路等を記載する海図の指定に関する告示	三二七	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	二七三	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
航路標識の設備の基準等を定める告示	二八三	小型船舶操縦士試験機関に関する省令	二七三	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
航路標識法	二八三	小型船舶登録規則	六九	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
航路標識法施行規則	二八三	小型船舶登録規則第二條第五号の水域を定める告示	六五	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
航路標識法施行令	二八二	小型船舶登録規則第二條第六号の船舶を定める告示	六五	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港湾運送事業担当登記規則	二〇〇	小型船舶登録規則第二條第六号の船舶を定める告示	六五	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港湾運送事業法	一九七	小型船舶登録令	六五	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港湾運送事業法施行規則	一九八	小型船舶に係る検査及び確認に関する省令	六四	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港湾運送事業法施行令	一九五	小型船舶の基準を定める告示	六九	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三
港湾調査規則	三七一	小型船舶の登録等に関する法律	六八	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	二九三

等に関する法律施行令	二五三	乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示	二六七	船員職業安定法	二四〇
国際信号書の使用に関する省令	三〇三	示	二六七	船員職業安定法施行規則	二四〇
国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則	一五六	商法(抄)第三編 海商	四六	船員職業安定法施行令	二四〇
国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第二十二條第一項第二号の船舶の航行に伴い生ずる廃棄物及び同項の船舶の船用品を定める告示	一八八	商法第七百九條二規定スル属具目録ノ書式ノ件	四六	船員電離放射線障害防止規則	二四五
国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	二九〇	商法施行法(抄)	四六	船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法	二〇七
国土交通省設置法(抄)	四三九	商法施行法第百二十二條ノ規定ニ依ル湖川、港湾及沿岸ノ航海ノ範圍ニ関スル件	四六	船員に係る未払賃金の額の確認等に関する省令	二二七
国土交通省組織規則(抄)	四三七	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示	三三九	船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則	二四八
国土交通省組織令(抄)	四三六	進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示	三三九	船員に関する法律施行規則	二四八
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	二九	水域保安規程等に記載すべき事項に関する告示	三三九	船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則	二四八
災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律	四五六	示	三三九	船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則	二四七
最低賃金法	三七五	水難救護法	二八五	船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則	二四七
産業標準化法	一八四	水難救護法施行細則	二八五	船員の雇用の促進に関する特別措置法	二四九
産業標準化法施行規則	一八五	水難救護法施行令	二八五	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則	二四九
指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示	三三四	水路業務法	二八七	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令	二四八
指定海上防災機関に関する省令	三三四	水路業務法施行規則	二八三	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令	二四八
指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令	三三三	水路業務法施行令	二八三	船員の最低賃金に関する省令	二四六
指定漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する省令	三三六	船位通報制度に関する告示	三三四	船員の労働条件等の検査等に関する規則	二四六
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)	二一九	船員災害防止活動の促進に関する法律	三三四	船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	二四五
		船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則	三三五	船員法	二〇五
		船員災害防止協会の設立及び監督に関する規則	三三五	船員法第一条第二項第一号の港の区域の特例に関する政令	二〇四
				船員法第一条第二項第一号の港の区域を指定	二〇四

する件……………	二五九	船員法施行規則第五十三條第一項第三号の規定に基づく国土交通大臣の指定する漁船…	三四四
船員法第一條第二項第三号の漁船の範囲を定める政令……………	二〇六	船員法施行規則第五十六條第二項の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める漁船…	三四五
船員法第一條第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令……………	二〇三	船員法施行規則第七十七條の六第一項の規定に基づく、運輸大臣が告示で定める基準を定めた件……………	三四六
船員法第六十條第二項及び第六十二條第一項の労働時間に係る暫定措置に関する政令……………	二〇六	船員法施行規則第七十七條の七第四項第二号及び第五項第二号並びに第九号表第四号2及び第十号表第二号1の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の内容を定める件……………	三四七
労働時間の延長の限度に関する基準……………	二〇六	船員法施行規則第七十七條の九の国土交通大臣が定める基準……………	三四八
船員法第八十條第三項の食料表……………	二〇七	船員法施行規則第七十七條の十一第一項の国土交通大臣が定める基準……………	三四九
船員法第四十條第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令……………	二〇九	船員法施行規則第七十七條の十二第二項第二号等の国土交通大臣が定める基準に適合する講習の内容……………	三四九
船員法第四十條第一項の市町村長を指定する告示……………	二一〇	船員法施行規則第七十七條の十四第一項の国土交通大臣が告示で定める基準……………	三五〇
船員法第七十七條の三の国土交通大臣が定める危険物又は有害物を定める件……………	二一〇	船員法施行規則第七十八條の二第二項の規定に基づく運輸大臣が告示で定める基準……………	三五〇
船員法第七十八條の三の主務大臣の定める速力……………	二一〇	船員法施行規則第八号表第三号2(1)から(4)までの規定に基づき、国土交通大臣の指定する海技大学校等の講習料の課程を定める告示……………	三四四
船員法関係係数料令……………	二一〇	船員法施行規則第九号表第一号1、第二号1及び第三号1の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準……………	三四四
船員法施行規則……………	二一一	船員法施行規則第九号表第四号1(2)及び第五号1(2)の規定に基づく国土交通大臣が告示で定める基準……………	三四七
船員法施行規則第三條の三第一項第一号の航路を指定した件……………	二二〇	船員法施行規則第十号表第一号1(3)及び2(3)の国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習……………	三四七
船員法施行規則第三條の十六の船舶を定める告示……………	二二〇	船員法に基づく登録検査機関に関する政令……………	三四七
船員法施行規則第十二條第三項第三号に規定する航路を定める告示……………	二二二	船員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(抄)……………	三四七
船員法施行規則第二十八條第一項の運輸支局及び海事事務所を指定する件……………	二三三	船員労働安全衛生規則……………	三四七
船員法施行規則第五十三條第一項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示……………	二三三	船員労働安全衛生規則により運輸大臣の指定する衛生上有害な物……………	三四七
		船員労働安全衛生規則に基づく運輸大臣の指定する常用危険物……………	三四七
		船員労働統計調査規則……………	三四七
		船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示……………	三四八
		船主相互保険組合法……………	三四八
		船主相互保険組合法施行規則……………	三四八
		船主相互保険組合法施行令……………	三四八
		船主相互保険組合施行令……………	三四八
		船主相互保険組合施行令……………	三四八
		先進船舶の対象範囲を定める告示……………	三四八
		船籍港の所在地を管轄する登記所が二以上ある船舶の管轄登記所を指定する省令……………	三四八
		船体及び排水設備の材料の要件を定める告示……………	三四八
		船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示……………	三四八
		船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示……………	三四八

船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示	二〇六	船舶安全法施行規則第十二項の水域を定める告示	六六	船舶安全法施行規則第六十五条第一項の告示で定めるスズの含有率を定める告示	六八五
船内における食料の支給を行う者に関する省令	三二七	船舶安全法施行規則第二項第一号イ(3)の水域を定める件	六六	船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示	六八七
船内における食料の支給を行う者に関する省令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準	三二六	船舶安全法施行規則第二項第三号リの使用を定める告示	六六	船舶安全法施行令	七三〇
船内の管系及び電路の系統の識別標準	三三三	船舶安全法施行規則第二項第六号の水域を定める件	六六	船舶安全法の一部を改正する法律附則第二条	七三三
船舶安全管理認定書等交付規則	三七二	船舶安全法施行規則第一条第二項第七号の船舶を定める告示	六七	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	八六六
船舶安全法	三七三	船舶安全法施行規則第四条の二第三号の水域を定める告示	六七	船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令	六
船舶安全法第三十二条の漁船の範囲を定める政令	三七三	船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の船舶を定める告示	六七	船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令	三六四
船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令	三七三	船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二ただし書の告示で定める要件を定める告示	六七	船舶機関規則	三三三
船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める省令	三七三	船舶安全法施行規則第十九条の三第二号及び第六十条の四第一項の規定に基づく告示	六七	船舶気象通報規程	三三三
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令	二四四	船舶安全法施行規則第四十七条の七第四号の検定業務の信頼性を確保するための措置に関する事項及び第四十七条の二十一第五号の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項を定める告示	六八	船舶救命設備規則	一四八三
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的替え等に関する省令	二五七	船舶安全法施行規則第六十条の六第二項のデジタル選択呼出装置の要件を定める告示	六八	船舶区画規程	一六八三
船舶安全法施行規則	七三三	船舶安全法施行規則第六十三条の救命施設、海上救助隊並びに捜索及び救助業務に従事している航空機と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号並びに捜索及び救助業務に従事している航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方法並びにその意味を定める等の件	六三	船舶区画規程第三十九条の二の装置等及び船内の場所を定める告示	一六八
船舶安全法施行規則第一条第四項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示	六六六	船舶安全法施行規則第六十条の六第二項のデジタル選択呼出装置の要件を定める告示	六八	船舶区画規程第一百零一条第一項の貨物及び値を定める告示	一六八
船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件	六六六	船舶安全法施行規則第六十条の六第二項のデジタル選択呼出装置の要件を定める告示	六八	船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準の細目を定める告示	二九三
船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示	六六七	船舶安全法施行規則第六十三条の救命施設、海上救助隊並びに捜索及び救助業務に従事している航空機と遭難船舶又は遭難者との間の通信に使用する信号並びに捜索及び救助業務に従事している航空機が船舶を誘導するために使用する信号の方法並びにその意味を定める等の件	六三	船舶構造規則	二〇四
				船舶構造規則第六十四条の告示で定めるスズの含有率を定める告示	一三三
				船舶自動化設備特殊規則	一六六
				船舶収支明細表等の様式	三三八
				船舶消防設備規則	一五三
				船舶職員及び小型船舶操縦者法	二四七
				船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の	

第二項の国土交通大臣が定める講習の課程を定める告示……………	二六五	船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令……………	二五五	船舶の積裝 ^{キヤウ} 数等を定める告示……………	一四一
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則……………	二五九	船舶設備規程……………	一三四	船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示……………	一六五
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第一号の船舶を指定する件……………	二四三	船舶設備規程第十五条の二十八の安全通行設備の基準を定める告示……………	一四〇	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律……………	一七三
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第四号の告示で定める船舶を定める告示……………	二四二	船舶設備規程百十五条の三十二第一項のガス等を定める告示……………	一四〇	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示……………	一八五
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条の七の国土交通大臣が告示で定める基準を定める告示……………	二四三	船舶設備規程第二百八十八条第一項の動力バルジポンプを定める告示……………	一四六	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則……………	一七八
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示……………	二四六	船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第九項の機能等を定める告示……………	一四六	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令……………	一七七
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十八条第一号イの海域を指定する件……………	二六六	船舶等型式承認規則……………	九六	船舶の消防設備の基準を定める告示……………	一四四
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三十五条第三号の国土交通大臣が告示で定める事業の用に供する小型船舶……………	二九七	船舶等型式承認規則第六条第一項ただし書の物件を定める告示……………	九六	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律……………	一四四
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四十条の国土交通大臣が告示で定める再教育講習の基準……………	二九九	船舶登記規則……………	六九	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令……………	一四七
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の国土交通大臣が告示で定める国際航海を定める件……………	二七〇	船舶登記令……………	五九	船舶の操舵の設備の基準を定める告示……………	一四三
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示……………	二七〇	船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示……………	三三六	船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示……………	一四五
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令……………	二五〇	船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示……………	一四六	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができないものの水質の基準を定める省令……………	一四四
船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令……………	二四〇	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令……………	三三〇	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができないものの水質の基準を定める省令……………	一四四
		船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第五条第三号の規定に基づき国土交通大臣の指定する漁業を定める告示……………	三三〇	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができないものの水質の基準を定める省令……………	一四四
		船舶に標示する船名に用いることができる記号……………	五七	船舶のトン数に関する証書交付規則……………	一六二
		船舶による危険物の運送基準等を定める告示……………	一〇元	船舶のトン数の測定に関する法律……………	一六〇
		船舶による放射性物質等の運送基準の細目等(抄)……………	一〇四	船舶のトン数の測定に関する法律附則第五条第三項の経過措置を定める政令……………	一六四
		船舶を定める告示……………	二四	船舶のトン数の測定に関する法律施行規則……………	一六五

船舶のトン数の測度に関する法律施行令	六四〇	船舶の排水設備の基準を定める告示	一三七	船舶の防火構造の基準を定める告示	一五〇	船舶復原性規則	一五九	船舶復原性規則第二十六条の仮想状態を定める告示	一六七	船舶保安認定書等交付規則	二六五	船舶法	五七	船舶防火構造規則	一五四	船舶法施行細則	五三	船舶油濁等損害賠償保障法	四八	船舶油濁等損害賠償保障法施行規則	五九	船舶油濁等損害賠償保障法施行令	五六	船舶油濁等損害賠償保障法施行令第二項第二号及び第三項第二号の総トン数を定める告示	五八	総合海洋政策本部令	四三三	倉庫業法	三三五	倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示	二五七	倉庫業法施行規則	三三三	倉庫業法施行令	三三一	造船機統計調査規則	三六九	造船法	一六五	造船法施行規則	一七〇	造船法施行令	一七三	その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示	一五三	大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を	一五三																						
定める告示	三七〇	ち	地方運輸局組織規則(抄)	四七〇	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(抄)	二二八	貨金の支払の確保等に関する法律	三三三	貨金の支払の確保等に関する法律施行令	三三七	と	登記手数料令(抄)	六四	登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	二六四	登録海技免状更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	二六〇	登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示	二六二	登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示	二六六	登録操縦免許証更新講習等の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	二六七	登録電子海図情報表示装置講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容、講習の方法等の基準を定める告示	二六九	登録電子通信移行講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	二六五	登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令	二七六	登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示	二七二	登録免許税法(抄)	三六五	特殊貨物船舶運送規則	二五	特殊貨物船舶運送規則第七条第二項並びに船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第六条第三項及び第五項の告示で定める外国特殊貨物船舶運送規則第十五条の十の船舶を定める告示	二五三	特殊貨物船舶運送規則第十七条第二項の告示で定める国及び機関	二五四	特殊貨物船舶運送規則第二十四条の告示で定める国	二五四	特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法を定める告示	一八六	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律	二〇〇	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則	二〇四	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令	二〇六	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法	二九五	特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令	三三〇	特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令	三三三	特別とん税法施行令	四〇五	特別とん税法施行令(抄)	四〇七	独立行政法人鉄道法(抄)	四三三	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令	二九八	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(抄)	二七七	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(抄)	二九	とん税法	四九九

とん税法施行令	四〇三
な	
内航海運業法	一六九
内航海運業報告規則	一九四
内航海運業法施行規則	一九七
内航海運組合	二〇四
内航海運組合法施行規則	二〇九
内航海運組合法施行令	二一八
内航海運統計調査規則	二七六
に	
二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負担の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示	一〇三
二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令	三〇五
日英間船舶検査互認方二関スル件	一七三
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律	二七六
日本船舶であることの証明書交付規則	五七六
は	
廃棄物海洋投込処分等の許可等に関する省令	三六〇
排他的経済水域及び大陸棚に関する法律	四三二
排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令	三六三

災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令第三条第二項の表の第三号に規定する粉砕装置の技術上の基準を定める省令	三六四
排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土交通省令の適用関係の整理に関する省令	三六五
派遣先が講ずべき措置に関する指針	二四六
ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示	一三五
ひ	
標準運送約款	八四
標準外航利用運送約款	一三
標準内航運送約款	一六
標準内航利用運送約款	一五
ふ	
物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(抄)	二九〇
埠頭保安規程等に係る重要な事項に関する告示	二九四
埠頭保安規程等に記載すべき事項に関する告示	二九四
埠頭保安設備等に係る技術上の基準の細目を定める告示	二九四
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律	二九八
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律施行令	二九八
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律	二九七
分離通航方式に関する告示(抄)	三〇三

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	三六九
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法	二六七
ま	
満載喫水線規則	一六八
満載喫水線規則第二十六号第一項第一号の告示	一六三
み	
水先法	二七七
水先法施行規則	二七四
水先法施行規則第九号の三第二項、第十号第二項及び第十四号第一項第五号の国土交通大臣が定める医師を定める告示	二七五
水先法施行規則第二十二号の五第五号の国土交通大臣が定める基準を定める告示	二七五
水先法施行規則の一部を改正する省令附則第四項の国土交通大臣が定める回数等を定める告示	二七五
水先法施行令	二七九
未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令	二七三
ゆ	
有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令	三六三
有害液体物質の排出率等を定める省令	三六五
よ	
溶接工の技りょうに関する試験の方法等を定める告示	二二六
余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令	三四六

離島航路整備法	二七三
離島航路整備法施行規則	二七五
領海及び接続水域に関する法律	四三〇
領海等における外国船舶の航行に関する法律	二七七
領海等における外国船舶の航行に関する法律 施行規則	二九七
領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又は その不作為についての審査請求に関する政 令	五八
臨時船舶建造調整法	一五六
臨時船舶建造調整法第二条の規定に基づく船舶 の建造許可の判断の基礎となる事項	一六二
臨時船舶建造調整法施行規則	一六一
臨時船舶建造調整法施行令	一六〇
る	
労働関係調整法	二四〇
労働関係調整法施行令	二四七
労働基準法(抄)	二六〇
労働組合法	二六三
労働組合法施行令	二九七
ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する 船舶の電気設備の基準を定める告示	一四一